

# 罹災証明書の発行について

過日の令和元年台風第 19 号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

申請のありました罹災証明書について、別紙のとおり発行いたしましたのでご確認ください。

なお、被害の程度は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）の令和元年 10 月 14 日付け事務連絡「令和元年台風第 19 号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について」（以下「内閣府通知」という。）に基づき以下の区分で判定しています。

また、一部損壊については、損害点数に応じて「その他」欄に「一部損壊（準半壊）」又は「一部損壊（10%未満）」の記載をしています。

損害割合	損害点数	判定
50%以上	50点～	全壊
40%以上50%未満	40～49点	大規模半壊
20%以上40%未満	20～39点	半壊
10%以上20%未満	10～19点	一部損壊（準半壊）
10%未満	1～9点	一部損壊（10%未満）

- ・ 内閣府通知において、「一部損壊（準半壊）」及び「一部損壊（10%未満）」の取扱いは暫定的な措置であり、名称も仮称としています。
- ・ 判定や調査の内容については、まちづくり推進課へお問い合わせください。
- ・ 罹災証明書の主な利用については、別紙「台風第 19 号による被災に係る主な減免・免除等対象項目例」をご覧ください。

なお、あくまでも別紙は事務手続きの一例であり、全ての官公庁等の必要な手続きを網羅しているものではありませんのでご注意ください。

## 問い合わせ

### 【判定や調査の内容について】

狛江市都市建設部まちづくり推進課

電話：03-3430-1111（内線）2541・2542・2543・2546

### 【罹災証明書の発行・送付について】

狛江市市民生活部課税課

電話：03-3430-1111（内線）2267・2268・2269